

島建 2018 Vol.148

会報



8月30日に行われた建設業協会と島根県との意見交換会



10月29日に行われた建設産業団体連合会と島根県との意見交換会

建設業協会

- 2 島根県との意見交換会
- 中国地方整備局との意見交換会
- 中国ブロック意見交換会
- 県建設産業人材確保・育成推進協議会
- 高校生現場見学会特集号（予告）

建産連

- 5 島根県建設生産システム合理化推進会議

建災防島根県支部

- 6 年末年始労働災害防止強調期間
- 県土特別安全衛生パトロール
- 県土特別研修会

技士会

- 8 現場見学会
- 行政庁との意見交換会

9 平成30～31年度事業予定

10 建退共島根県支部

14 活動だより

DCプラン

- 18 マッチング拠出制度

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

平成30年12月1日発行

島根県との意見交換会



8月30日、建設業協会は毎年行っている島根県との意見交換会を松江市内にて開催した。協会からは、全地区協会から代表者が出席、島根県からは真田晃宏土木部長をはじめ土木部・総務部から11人が出席し、建設業協会からの提案議題及び各地区からの課題要望について意見交換がなされた。

提案議題

- ・設計、積算等に関する諸課題について（土木委員会提案議題）
- ・補助金を受けて実施される民間工事の適正な工期確保について（建築委員会提案議題）
- ・適正な工期設定について(労働委員会提案議題)
- ・書類の簡素化について

各地区の議題・要望

- 松江 工事関係書類の提出方法について
- 安来 管内業者の受注機会確保について
- 雲南 概略数量発注工事の工期設定について
- 仁多 除雪に関する諸問題について
- 出雲 総合評価方式入札に関する要望（施工上の留意点）
- 大田 変更協議の確実な実施について
- 邑智 除草業務委託について
- 浜田 建設工事における総合評価入札制度の見直しについて
- 益田 県外業者の取り扱いについて
- 益田 総合評価方式について
- 隠岐 設計要領等の公表について

中国地方整備局との意見交換会

10月11日、松江市にて中国地方整備局からの呼びかけにより意見交換会が開催された。協会からは正副会長が出席して、提案・意見交換が行われ、その他各出先機関からの事業説明や整備局からの情報提供がなされた。

提案議題

1. ICT活用工事について
2. 適正な工期について
3. CIMデータによる施工管理、安全管理等の推進について



中国ブロック意見交換会

災害復旧・国土強靱化へ集中投資

建設業協会中国ブロック協議会（会長・山根敏樹 鳥取県建設業協会会長）の意見交換会が10月31日、広島市内で開かれ、公共事業予算の増額・国直轄事務所発注工事費の拡大▷国直轄工事で地域業者の活用促進▷働き方改革にかかわる週休2日制度の推進一など5議題について国土交通省や各県建設行政の担当者と話し合った。国交省は7月豪雨災害からの復旧や国土強靱化への集中投資を約束した。

冒頭、山根敏樹会長が「災害時に地域の安全・安心を守るのが建設業者の責務。従業員の処遇改善や魅力ある建設業の実現が求められる」とあいさつ。来賓の北村知久国交省大臣官房建設流通政策審議官も「生産性向上と働き方改革を車の両輪として進めていく。中長期的な担い手確保のため、長時間労働是正の制度化に取り組む」と述べた。

議事ではまず、公共事業予算の増額を求めた。国交省は「19年度当初で18年度比1.19倍の6兆7000億円を予算要求。今後も防災・減災、老朽化対策は必要な予算を計上していく」と回答。国直轄工事で地域建設業者の活用や受注機会の拡大については、分離分割発注や地域要件設定の取り組みを徹底するとした。

長時間労働是正の制度化へ

働き方改革では、週休2日制度の推進へ向け、適

正な工期設定や現場条件整備、書類簡素化が必要と課題提起。国交省は「週休2日工事の適用拡大やICT促進、IOTを活用した書類簡素化に取り組む。地方公共団体へも週休2日工事の周知徹底を図っている」と回答。技能労働者の処遇改善では、実勢価格を反映した設計労務単価設定や社会保険加入促進、建設キャリアアップシステム構築などの取り組みを進めるとし、キャリアアップシステムは「全国330万人の技能者にとって最大にして最後のチャンス」と運用に向け協力を要請した。

適正な利潤の確保について、予定価格の適正設定や柔軟な設計変更を要請。国交省は「従来から4週8休を前提に予定価格を設定。18年度から週休2日工事の対象を大幅に増やしたほか、前年度の賃金実態を踏まえた補正係数を採用している」と回答。下請け金額への反映や日給月給制の従業員の給料が減らないよう賃金の支払いをしていくことが重要で、「全体の賃金が底上げされれば翌年以降の設計労務単価に反映される」との見解を示した。

また、市町村に対し予定価格や低入札価格調査基準・最低制限価格の適正な設定を要請。国交省は、最新の適正な積算に基づき予定価格を設定することや同事後公表の徹底を求め、「市町村の入札担当者と情報交換をしながら、地域の実情を踏まえた制度改正を促す」とした。

建設業協会

建設産業の人材確保へ向け、業界自身が変革を

県建設産業人材確保・育成推進協議会（会長・中筋豊通県建設業協会会長）が8月9日開かれ、建設・労働行政、教育機関、建協の労働委員ら20人が出席。取り組み状況や課題などについて話し合った。

この中で、建設業協会は、高校生の工事現場見学会や進路についてのアンケート調査、建設業合同企業説明会、若手技術者資格取得支援講習など前年度の実績と18年度の事業計画を説明した。

県高等学校農業教育会は「土木系学科でも職業選択で製造業と建設業を比較する傾向が見られる」。同じく工業教育研究会は「土木・建築学科は女子生徒の入学数と全体の進学希望が増えている」。また今回から参加した松江高専も「環境・建設工学科への入学志願者数は増加傾向にあるが、就職先は県外が8割を占めている」など、近年の入学・進路の状況について報告した。

このほか、県職業能力開発協会は、建設関係職種での技能検定の申請者数（18年度前期）を紹介。若手が対象となる2級資格の申請が少ないとし、技能工育成への支援を求めたほか、各行政機関が担い手確保・育成策について説明した。

意見交換で中筋会長は、働き方改革や新3K実現に向けて「われわれ自身が変わらなければ若い人たちに（建設産業を）選んでももらえない」と危機感を



あらわにし、関係機関の意見を聞きながら協会内のWGで検討を進める方針を示した。また教育関係者からは、企業の壁を越えた若年者の横のつながりを築くことが離職抑制につながるのではとの意見もあった。

島根県建設産業人材確保・育成推進協議会 委員

【行政（教育）機関】

国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所長
厚生労働省島根労働局 職業安定部職業対策課長
島根県商工労働部 雇用政策課長
島根県土木部 土木総務課長
島根県教育庁 高校教育課長
島根大学 教育・学生支援機構キャリアセンター キャリア支援部門長
松江工業高等専門学校 環境・建設工学科長
島根県高等学校工業教育研究会長
島根県高等学校農業教育会長

【学識経験者】

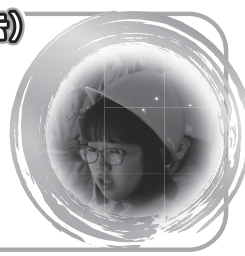
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部長
島根県職業能力開発協会 専務理事

【建設産業関係団体】

（一般社団法人）島根県建設業協会 会長
同労働委員会（4名）
専務理事
（一般社団法人）島根県管工事業協会 会長

高校生現場見学会 特集号（予告）

建設業協会（人材確保・育成推進協議会）では、建設系学科に学ぶ高校生を対象に建設産業に対する関心と学習意欲を高めるため「高校生現場見学会」を開催している。今年は7校200人が参加している。この現場見学会に参加した生徒からの感想文と今後の進路アンケートを今年も実施し、まとまり次第、島建会報特集号として発行する予定。



建 産 連

島根県建設生産システム合理化推進会議



10月29日、島根県建設産業団体連合会は平成30年度島根県建設生産システム合理化推進会議（島根県との意見交換会）を松江市内にて開催した。建産連からは、各会員団体の代表者が出席、島根県からは石田弘至土木部次長をはじめ土木部・総務部から7人が出席し、提案議題について意見交換がなされた。

提案議題

- ▷積算単価について
- ▷適正な工期について
- ▷生産性の向上と品質の確保について (一社) 島根県管工事業協会

- ▷適切な工期設定及び施工時期等の平準化について
- ▷県内業者への発注のさらなる徹底について (一社) 島根県測量設計業協会／
- ▷広域災害への対応について 中国地質調査業協会島根県支部

- ▷製造業としての働き方改革を実現するための建設業界での働き方改革の一層の推進について
- 島根県生コンクリート工業組合

- ▷設計・工事監理料の国交省告示第15号の徹底と適正な履行期間での発注について
- (一社) 島根県建築士事務所協会

- ▷建設業のイメージアップと若年層の入職・定着への取組について (一社) 島根県舗装協会

- ▷安定的な事業配分と市町村への技術支援について (一社) 島根県建築技術協会

- ▷工場の完全週休2日の実現に向けて 島根県アスファルト合材協会

- ▷コンクリート構造物のプレキャスト化による生産性向上 島根県コンクリート製品協同組合

- ▷入札参加資格審査項目、総合評価方式の加点項目等について (一社) 島根県法面協会

建災防島根県支部

建設業年末年始労働災害防止強調期間への取組み

本期間 平成30年12月1日～平成31年1月15日

スローガン 「無事故の歳末 明るい正月」

これから迎える年末年始は、冬季特有の厳しい気候環境に加え工事が輻輳することが重なり、労働災害の多発が危惧されるところです。このため、重篤な災害の中で高い割合を占める「墜落・転落災害」「建設機械・クレーン災害」「倒壊・崩壊災害」の三大災害の防止を主な目的とし、下記の重点事項を励行し、安全で安心な職場環境をめざし、ゼロ災害で新年を迎えましょう。

会社で実施する重点事項

- ・ 経営トップ等による特別安全パトロールの実施



作業所で実施する重点事項

- ・ 午前・午後1回以上、作業所長による現場巡視の実施
- ・ ゆとりある10分前出勤と夕暮れ時の早めのライト点灯の実施
- ・ 危険予知活動の実施により不安全行動の防止
- ・ 作業場閉鎖中の保安対策と公衆災害の防止



安全用品の紹介

ポスター B2判 (73×52cm) 各¥200 (税込)

No.1 宮脇 咲良 (HKT48)



No.2 朝香 りほ



お求めは、ご所属（お近く）の各地区建設業協会（建災防県支部分会）までお申し込みください。



横幕

ポリエステル製
(70×220cm)
¥1,570 (税込)



のぼり

ポリエステル製
(240×70cm)
¥1,570 (税込)

ワッペン

ビニール製
(7.5×6cm)
10枚1組
¥840 (税込)



タオル

各10本1組
(34×85cm)
各¥3,150 (税込)

フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育のご案内

墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するため、厚生労働省では、平成30年6月22日付けで「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について（基発0622第1号）」を発出、並びに「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」が公表されました。

また、墜落による災害において、「安全帯を着用しているが使用していなかった事例」、「安全帯を使用しているが使用方法が適切ではなかった事例」等が多数あること、さらに、フルハーネス型は胴ベルト型と比較して適切な着用や使用が難しいことなどを踏まえ、安衛則第36条第41号及び特別教育規程に「フルハーネス型安全帯使用作業」が新たに追加されました。

建災防島根県支部は、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を開催します。

開催日程は、島根県支部HPにてご確認ください。

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の科目、範囲及び時間

学 科

科 目	範 囲	時 間
作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	1 時間
墜落制止用器具に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用する方法	2 時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間

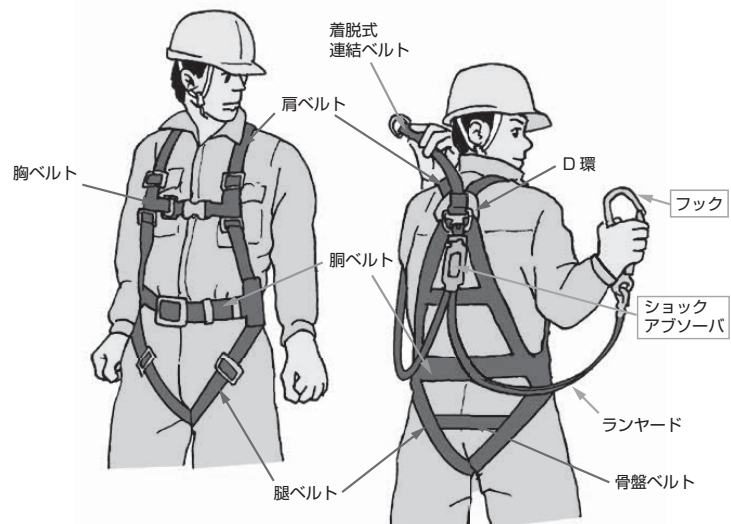
実 技

科 目	範 囲	時 間
墜落制止用器具の使用法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5 時間

合計 6 時間



フルハーネス型安全帯使用作業
特別教育用テキスト



技 士 会

現場見学会

10月9日、技士会工事現場見学会が開催され、約110人が参加した。午前は、国土交通省松江国道事務所の板谷計画課長より「山陰道の整備状況に



ついて」、日野建設監督官より「ICT活用工事について」の説明を受けた。午後からは、静間・仁摩道路「五十猛地区東部第5工事」「宅野トンネル工事」の現場見学が行われた。



行政庁との意見交換会 中国土木施工管理技士会連合会 通常総会

11月26日広島市にて、中国技士会連合会通常総会及び行政庁との意見交換会が行われた。当技士会からは正副会長が出席。

総会後の意見交換会では、中国地方整備局、各県土木関係部局出席の元、要望・意見交換が行われた。

国土交通省中国地方整備局への要望

【法令・制度・建設産業の振興に関すること】

- 1 週休2日制の取り組みについて (鳥取県技士会) (広島県技士会)
- 2 工事書類の簡素化について (鳥根県技士会)
- 3 立会(立会・段階確認)における監督補助員について (山口県技士会)
- 4 総合評価落札方式の評価基準について (広島県技士会)

【入札・契約に関すること】

- 5 安全巡視について (岡山県技士会)
- 6 適正な利益確保について (岡山県技士会)
- 7 工事発注の平準化と円滑な施工について (広島県技士会)
- 8 工事着手遅延に繋がる、支障物件について (山口県技士会)

【設計・積算・工事の施工に関すること】

- 9 積算の改善について (鳥取県技士会)
- 10 捨石工の表面均し(標準積算基準)について (岡山県技士会)
- 11 積算条件の明示について (鳥根県技士会)
- 12 概数発注工事について (岡山県技士会)
- 13 設計図書・現場説明書について (山口県技士会)
- 14 発注前の詳細設計について (山口県技士会)
- 15 一般管理費の全額計上について (広島県技士会)

各県行政当局への要望

- 1 JV(特別共同企業体)の施工形態について (鳥根県技士会)
- 2 配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の配置について (岡山県技士会)
- 3 イメージアップ経費について (岡山県技士会)
- 4 入札制度の改善について (広島県技士会)
- 5 ICTの今後の活用について (広島県技士会)
- 6 優秀技術者について (広島県技士会)

— 平成30～31年度 事業予定 —

平成30年度

島根県
建設業協会

建災防
島根県支部

島根県
土木施工管理技士会

島根県農林
建設業協会連合会

12

- 3 (月) 建築委員会
- 4 (火) 土木委員会
- 6 (木) 理事会
- 10 (月) 労働委員会
- 12 (水) 総務運営委員会
- 13 (木) 建設企業ガイダンス (松江)
- 20 (木) 事務局長会議



1

- 17 (木) 総務運営委員会

- 17 (木) 安全祈願祭

- 15 (火) 支部長会議

2

- 理事会
- 土木・建築・労働委員会

- 研修会 (出雲・浜田)



3

- 理事会・研修会

平成31年度

4

- 事務局長会議
- 監査会

- 事務局長会議
- 監査会

- 事務局長会議

- 監査会

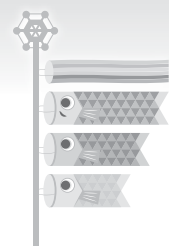
5

- 理事会
- 定時総会・協議員会

- 理事会
- 代議員会

- 監査会
- 理事会
- 代議員会

- 通常総会



建退共島根県支部

理事長表彰について

毎年10月に実施している加入促進強化月間において、本制度の普及に特に貢献された事業主団体、事業所および個人の方々に対しまして、理事長表彰が行われています。

当県からは

有限会社 コタニ（松江地区）

有限会社 花岡組（隠岐地区）

の2社が受賞されました。

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。（なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）

請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により支払われます。

退職金額は？

退職金については、下の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。

掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。

12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



掛金納付年数 (月数)	退職金額 (単位：円)
1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723



退職金請求書

様式 第 007号 KN 退職金請求書(建退共)

建設業退職金共済事業本部 殿

請求にあたっては、**退職金請求書(コピー不可)**に**共済手帳**、**住民票(コピー不可)**及び「**退職所得の受給に関する申告書**」兼「**退職所得申告書**」を添えて提出して下さい。

1. 退職金を請求される方についてご記入下さい。

請求年月日	平成	年	月	日	退職金請求事由 発生年月日	昭和	平成	年	月	日
請求人(本人又は遺族)	現 住 所	〒		都・道 府・県		市・区 郡				
	氏 名	〒		都・道 府・県		市・区 郡				
遺族請求の場合 [被共済者との続柄]		配偶者		父母		その他()				
被共済者番号		別		生		年 月 日				
被共済者氏名 (カタカナにて読み記入)		性別		明		大 昭 平 年 月 日				
請求事由		職		種						
共済手帳の表紙に記載の冊目・交付年月をご記入下さい。→		冊 目		交 付 年 月		昭和 平成 年 月 日				

※太線内のみご記入下さい。(赤太線内は振込先金融機関で記入していただき、確認印をもらって下さい。)

2. 振込金融機関についてご記入下さい。

振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込	金融機関の窓口で口座名義人、普通預金口座番号等の確認印をもらって下さい。	
金融機関名	漁業協同組合・ネットバンクは、お取扱いできません。 () () 銀行 信用金庫 信用組合 本店 支店 出張所 農業協同組合 商工中金 本所 支所 信託銀行 労働金庫		金融機関確認印
口座名義人	「カタカナ」で [請求人と同じ] 記入して下さい		ご担当者印
預金種目	口座番号(右詰めで記入※)	金融機関コード	振込先店舗コード
普通預金			

※口座番号が6ケタ以下の場合は、番号の先頭に「0」を加えてご記入下さい。

退職所得確認欄

以下のA~Cの該当区分に○印を記入していただき、裏面の「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」に必要事項を記入して提出して下さい。この申告書の提出(記入)がない場合は、退職金の20.42%(復興特別所得税を含む)に相当する額を源泉徴収いたします。ただし、被共済者が死亡し遺族の方が請求される場合は、提出する必要はありません。

区 分	事 由
A	退職手当等の受給について以下のB・C欄に該当しない。
B	退職金請求事由が発生した年に他にも退職手当等の支払を受けたことがある。
C	退職金請求事由が発生した年の前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けたことがある。

3. 証明欄

上記のとおり退職金請求事由に該当することを証明します。

平成 年 月 日

証 明 者

契約者番号 (建退共の共済契約者のみご記入下さい。)

住 所 〒

事業所名

代表者名

電 話 ()

印

様式 第 007号 KN

退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

年 月 日 豊島 市町村長 殿	年分 退 職 所 得 申 告 書	年分 退 職 所 得 申 告 書	支払者受付印
所在地 (住所) 〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階	現住所 〒	あなたの氏名 ◎	
名称 (氏名) 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部	個人番号	その年1月1日現在の住所	
法人番号 (個人番号) 7 0 1 3 3 0 5 0 0 1 9 0 3	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年
② 退職の区分等	一般 [] 生活 [] 障害 []	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年
		うち 重複	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年	⑤ ③と④の勤続期間のうち、重複している期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年
			うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年
			うち 重複勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年
			⑧ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年
うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年	⑫ うち ⑧と⑩の通算期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年
うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年			

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収税額 (円)	特別徴収税額 (円)		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
				市町村民税	道府県民税			
一般	・ ・					・ ・	一般	
B 特定役員	・ ・					・ ・	一般	
C	・ ・					・ ・	一般	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06改正

(規格A4)

個人番号及び身元確認のための書類

個人番号及び身元確認のための書類

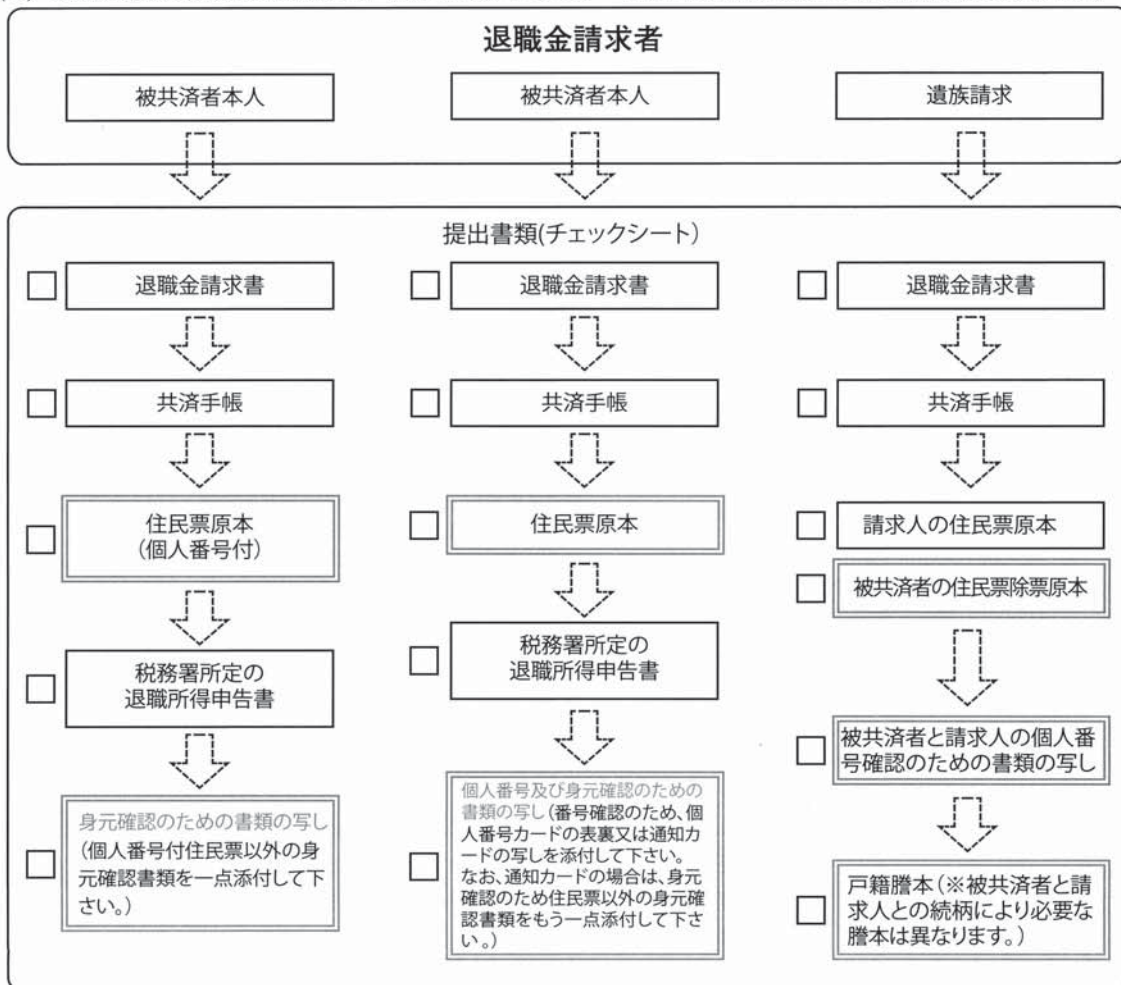
退職金を請求する場合は、建退共における身元確認書類としての「住民票（原本）」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり、個人番号及び身元確認のための書類の提出をお願いしております。

- (1) 個人番号及び身元確認のための書類については次のとおりです。
- (2) 個人番号付住民票については、建退共における身元確認書類としての住民票（原本）と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。

個人番号の確認	身元の確認
1. 個人番号カード	(※1 表面と裏面の写し)
通知カードの写し 個人番号付住民票の原本	または
2. 個人番号付住民票 については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。	+ 運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。
 ※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。

- (3) 退職金請求に係る提出書類については、次のチェックシートにてご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。





大田 建協

市立病院周辺を美化

大田建設業協会（堀博彦会長）は10月20日、大田市立病院周辺で環境美化活動をした。

美化活動は大田市自治会連合会が主催。同協会からは、病院周辺に事務所がある4企業10人が参加。開院前の朝7時から1時間、病院周辺の県道法面の草刈り、花壇の植え込みの草抜き作業をした。

同協会では毎年、奉仕活動に取り組んでおり、今後も続けていく。



不安全行動を検証

島根邑智建協（福井竜夫会長）と県央県土整備事務所は9月18日、川本町内で安全管理研修を開き、



協会員や県職員ら約100人が参加した。

県央県土の技術管理スタッフが、17年度県発注建設工事の事故発生状況や工事現場での基本ルール、工事用ヘルメットの正しい使い方などについて講義した。

屋外研修では、保護帽の強度やクレーン、バックホウなど重機作業時の基本ルールについて実証実験。マネキンを使用した保護帽の耐久度実験やクレーンの2点吊りと1点吊り、重機の半径内には立ち入らないなど、工事現場で多発している不安全行動について検証した。

邑智 建協

隠岐 建協

高校生が現場見学

隠岐地区建設業協会（渡辺栄三会長）は10月24日、隠岐の島町内で建設工事現場見学会を開き、隠岐島前高校と隠岐養護学校高等部の生徒20人が参加した。

水産庁が発注した日本海西部地区（隠岐北方漁場）魚礁製作工事現場（同町飯田）で開催。徳畑信夫副会長が「今の建設業は昔の重労働とは違い機械化が進んでいる。今日の体験を機会に隠岐での就職と建設業に興味を持ってほしい」とあいさつ。生徒たちは、重機操作や生コン製作、ドローンを使った

測量を体験した。



県下一斉クリーンアップ

建協
青年部会

道路や河川清掃で地域貢献

県建設業協会青年部会（教重智文部会長）は7～8月にかけて県下地区協会の青年部会によるボランティア「ふるさとまるごとクリーンアップ作戦」を展開。道路や河川、公園などの美化活動に取り組んだ。

このうち、出雲建協青年部会（内藤正和部会長）は、JR出雲市駅前の清掃活動に40人が参加。駅構内や周辺道路の歩道や植え込みのごみを拾い集めた。また松江建協青年部会（金津式彦部会長）は、松江市袖師町～西嫁島の9号歩道や袖師・嫁島両地下道などを清掃。会員と女性部会の技術者、国交省



松江国道事務所の職員ら70人が参加した。

雲南建協青年部会（日野和人部会長）は、部会員と雲南県土整備事務所、雲南市職員約100人が参加し、雲南市木次町の安来木次線、大東町の玉湯吾妻山線を清掃。朝夕で2tトラック2台分を処理した。益田建協青年部会（斎藤雅義部会長）も会員と県職員30人が参加し、益田川（昭和町～本町1.5km区間）の護岸や河原の可燃、不燃ごみを収集した。

その他の地区建協青年部会の活動は次の通り。

安来＝安来港周辺道路▷仁多＝三成公園ホッケー場周辺▷大田＝市内海岸▷邑智＝川本波多線▷浜田＝石見海浜公園▷隠岐＝臨港道路～東大橋



高専学生が建設現場で体験学習

県建設業協会青年部会（教重智文部会長）は9月19日、松江高専の学生による現場体験学習を実施。県東部の道路や河川、建築工場の16現場で環境・建設工学科3年生42人（うち女子18人）が測量や施工管理など学んだ。

うち、県大野魚瀬恵曇線古浦西長江工区のトンネル工事現場（松江市鹿島町）には男子3人と女子2人が参加。タブレット端末を使ったレーザー測量や出来形計測などの情報化施工や、完成したトンネル内をバーチャルリアリティーで体験した。現場技術者との意見交換会で学生は「女性の技術者はいるか」「高専は短大卒になるが就職するには大学に編入した方が良いのでは」など質問。担当者は女性技

術者の入職状況を説明したり、「学歴ではなく会社に入ってから専門知識を身に付けることが大切」などとアドバイスしていた。

現場体験学習は同校実習の一環として、建設業界と発注者が協働で取り組んでおり今年で4年目。教重部会長は「体験学習を通して技術者が仕事とどう向き合っているか学んでほしい。進路選択に際し、地元の建設企業が地域に貢献する仕事に携わっていることを知ってもらいたい」と話した。





体育館周辺道路を清掃

松江地区建設業協会青年部会（金津式彦部会長）は10月3日、松江市総合体育館やくにびきメッセ周辺の道路清掃を実施した。

青年部会と女性部会、県・市の職員のほか、市総合体育館がホームグラウンドの島根スサノオマジックの関係者ら総勢150人が参加。6班に分かれ、くにびき道路や大手前道路などで歩道に捨てられた空き缶やたばこの吸い殻など2tトラック一杯のご



みを拾い集めた。

同部会では、毎年、夏の水郷祭花火大会前と秋の2回、道路の清掃活動に取り組んでいる。

飯南高校生が建設業体験

雲南建設業協会青年部会（日野和人部会長）は7月5、6の両日、飯南町内で建設業体験を開き、飯南高校の2年生20人が参加した。

生徒たちは、生コン打設でバイブレーターによる締固めと鍍（こて）での天端仕上げ、光波測量を使ったポイント出しを体験。同部会員と飯南町職員が補助し、ミニバックホウ、タイヤローラー、除雪車を運転した。

体験発表では、生徒が「測量が一番最初にする大切な作業だと学び、慎重に取り組んだ」「建設業は後に残るものを造れる魅力的な仕事。進路の選択肢の一つにしたい」などと感想を述べた。

同校での建設業体験は昨年につき2回目。担い手



確保に向け、地元高校生に実体験で興味を持ってもらおうと企画し、その後のインターンシップで建設業を希望する生徒が増えるなどの成果があった。



日野部会長は「雲南地区は普通高校のみで実業高校のような取り組みは難しいが、この体験で建設業の魅力や地域に必要な仕事だということを伝えたい」と話している。

出雲農林高校生と意見交換

出雲地区建設業協会青年部会（内藤正和部会長）は10月30日、同市内で現場見学・意見交換会を開き、出雲農林高校環境科学科の2年生39人が参加した。



国交省発注の出雲湖陵道路三部地内改良第5工事の現場を見学。現場担当者から工事の概要や施工方法の説明を受け、ソーラー発電



パネル付きの現場事務所や快適トイレを見学した。意見交換会は、7班に分かれて開催。「将来は公務員になりたい」と話す生徒が一定数いる中、「土木系の進学を考えている」「実家の近くで就職したい」という生徒が多数を占める班や「建設関係の技術者になって防災に役立つ仕事がしたい」という意見もあり、対応した青年部員は「将来が非常に楽しみ」と喜んでいた。

益田
青年部会

写生や試乗体験

益田建協青年部会（齊藤雅義部会長）は9月27日、青少年育成事業の一環として西益田小学校で「建設機械とのふれあい体験学習・建設業のみらいへ」を開催した。

体験学習には同校の1・2年生70人が参加。建設機械メーカーの協力で、ロードローラーや高所作業車に試乗体験。建設現場で動く車を写生し、役割について学んだ。

齊藤部会長は「子どもたちの記憶に残る活動をす



ることで、少しでも建設業の担い手育成につながれば」と話した。



松江地区建設業協会青年部会（金津式彦部会長）は盆前の8月10日、西日本豪雨の被災地でボランティア活動を実施した。会員企業から12人が参加し、尾道市内の民家で土砂の撤去や土堤の造成作業に汗を流した。

松江
青年部会

今回の被災地支援は尾道市社会福祉協議会を通じて一般のボランティアとして参加。支援に入った民家の住人は「災害直後はボランティアも多かったが、ひと月経つと少なくなった。建設業の皆さんの力添えは大変助かる」と喜んでいました。

被災地支援でボランティア



出雲地区建設業協会青年部会（内藤正和部会長）は9月14日、7月豪雨災害で被災した広島県三原市でボランティア活動を実施した。会員企業から13人が参加し、浸水家屋の土壁解体やがれきの撤去作業をした。

今回の被災地支援は三原市災害ボランティアセンターを通じて、一般のボランティアとして参加。支援した民家の住人は「老夫婦の2人暮らしで困っていたが、若い皆さんのおかげで大変助かった」と喜んでいました。

出雲
青年部会

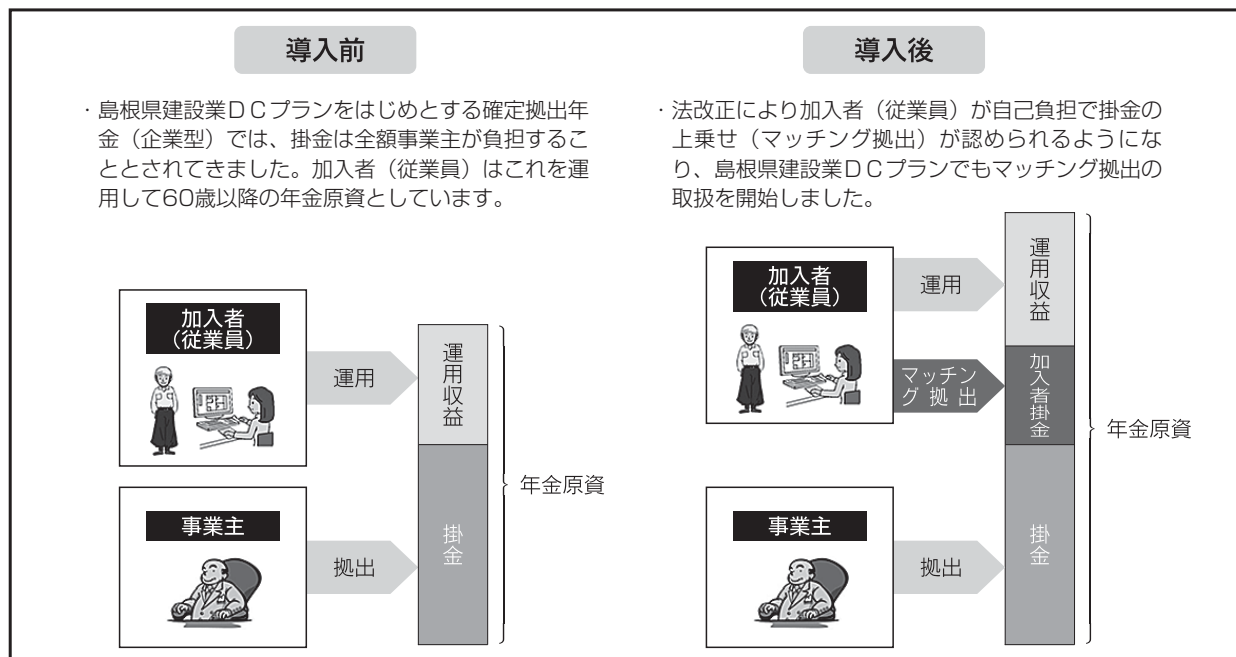
7月豪雨は広島・岡山・愛媛など瀬戸内地域に甚大な被害をもたらした。尾道市内や三原市内でも各所で土砂崩れや浸水が発生した。

DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在13年が経過し、加入事業所が95社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

（参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）* ■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税 （法定相続人1人当たり500万円まで非課税） ■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税

|| (公財)建設業福祉共済団からのお知らせ ||

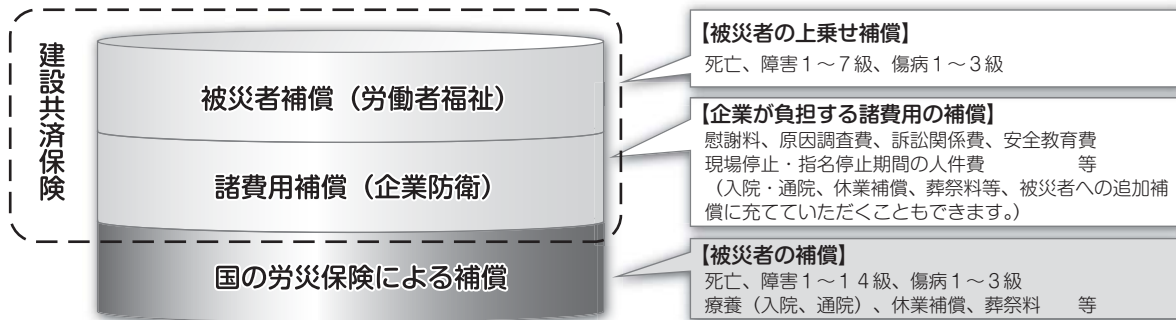
**法定外労災
補償制度**

(年間完成工事高契約)

**建設共済保険は労働者と
企業のリスクをカバーします!**

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現:国土交通省)及び労働省(現:厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」以外にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

◆詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団
Tel 03-3591-8451
URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関
一般社団法人 島根県建設業協会
Tel 0852-21-9004

建設共済保険

大切な社員と会社を守りたい。

ますます制度充実

建設共済保険

法定外労災補償制度



掛金が
安い

補償が
厚い

完成工事高契約 会員加入状況

平成30年11月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会員 加入率(%)
松江	47	73.4
安来	19	95.0
雲南	38	92.7
仁多	14	100.0
出雲	51	69.9
大田	12	36.4
邑智	35	92.1
浜田	20	34.5
益田	11	44.0
鹿足	12	57.1
隠岐	20	62.5
合計	279	66.6

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

公益財団法人 建設業福祉共済団

■ 取扱機関: (一社) 島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島 1-3-17 Tel. 0852-21-9004 Fax. 0852-31-2166

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

建設共済保険

検索